

○静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

平成15年4月1日

告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、土地利用事業の施行に関し必要な基準を定めることにより、その適正な施行を誘導し、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、自然環境の保全を図りつつ、良好な生活環境の確保に努め、もって市域の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅、工場、倉庫、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、墓地等の建設の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益的施設 教育、医療、交通、購買、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(令3告示172・一部改正)

(適用の除外)

第3条 この告示は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

- (1) 施行区域の面積が2,000平方メートルに満たない土地利用事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により都市計画区域と定められた区域外において法第4条第12項に規定する開発行為として行う土地利用事業であって、施行区域の面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満のもの
- (4) 法第7条第1項の規定により市街化調整区域と定められた区域内において法第4条第12項に規定する開発行為として行う土地利用事業であって、施行区域の面積が5ヘクタール

未満のもの

- (5) 法第7条第1項の規定により市街化区域と定められた区域内において法第4条第12項に規定する開発行為として行う土地利用事業にあつて、施行区域の面積が10ヘクタール未満のもの
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業
- (7) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う農業、林業又は漁業に係る土地利用事業
- (8) 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第14条の規定による国又は地方公共団体が出資している公社、公団等が行う土地利用事業
- (9) 一定の使用後除去されることとなる仮設建築物の建設の用に供する目的で行う土地利用事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上必要があると認める土地利用事業

（平17告示112・令3告示172・一部改正）

（事業者の協力）

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、市及び静岡県土地利用計画、総合計画等との整合性を図るほか、市及び静岡県が実施する土地利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地利用事業の計画の基準）

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。

（承認の申請）

第6条 2,000平方メートル以上の一団の土地について土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、温泉法（昭和23年法律第125号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）を除く。）に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、実施計画承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（平17告示112・一部改正）

（事前協議）

第7条 法第5条第1項の規定により都市計画区域と定められた区域外において2,000平方メ

一トール以上の土地利用事業を施行しようとする事業者は、第6条第1項の承認の申請をするに当たって、あらかじめ当該土地利用事業に関する計画について市長と協議しなければならない。

- 2 前項の協議を行おうとする事業者は、土地利用事前協議申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（平17告示112・一部改正）

（承認の基準及び条件）

第8条 市長は、第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が別表に定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 2 市長は、この告示の施行のため必要があると認めるときは、第6条第1項の承認に条件を付することができる。

（地位の承継）

第9条 次に掲げる土地利用事業について事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ、地位承継承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）第6条第1項の承認を受けた事業

（2）第6条第2項の申請をした事業

- 2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

- 3 前項の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、地位承継届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第10条 事業者は、土地利用事業の工事完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（届出）

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

（1）氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは代表者の氏名又は所在地）を変更したとき 氏名（名称、住所、代表者氏名）変更届出書（様式第6号）

（2）工事施行者を変更したとき 工事施行者変更届出書（様式第7号）

(3) 防災工事に着手しようとするとき、又はその工事が完了したとき 防災工事着手(完了)届出書(様式第8号)

(4) 防災工事以外の工事に着手しようとするとき、若しくはその工事が完了したとき、又は工事を1月以上中止しようとするとき、若しくはその工事を再開しようとするとき 工事着手(完了、中止、再開)届出書(様式第9号)

(5) 土地利用事業を廃止しようとするとき 事業廃止届出書(様式第10号)
(関連公共施設の整備)

第12条 土地利用事業の施行に関連して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として市に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、市長と事業者との協議により定めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、この告示に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

(1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置

(2) 自然環境又は生活環境の保全等

2 市長は、前項各号に規定する事項及び土地利用事業に起因して発生する災害に対処するための災害補償等に関する事項について、必要があると認めるときは、事業者との間に協定を締結することができる。

(調査)

第14条 市長は、この告示の施行のため必要な限度において、土地利用事業に関する土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げるときに行うものとする。

(1) 第6条第1項又は第10条の承認の申請があったとき。

(2) 防災工事施工中又はその工事が完了したとき。

(3) 防災工事以外の工事施工中又はその工事が完了したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(報告、指導等)

第15条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この告示の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しく

は助言をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その指導又は助言を受けた者に対し、その指導又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。
- 3 前項の報告は、是正報告書（様式第11号）によって行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、合併前の静岡市都市計画区域外土地利用事業指導要綱（平成3年4月1日施行）及び清水市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成3年8月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（蒲原町の編入に伴う経過措置）

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町土地利用対策委員会運営要領（昭和48年11月1日適用）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（平18告示124・追加）

附 則（平成17年3月31日告示第112号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日告示第124号）

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第172号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月30日告示第557号）

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年11月1日告示第627号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

（令3告示172・全改、令5告示627・一部改正）

- 1 土地利用事業は、国土利用計画法第9条の規定により静岡県が定める土地利用基本計画

(以下「県計画」という。)及び市の土地利用に関連する計画の趣旨に沿って立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。

(1) 都市地域

ア 市街化区域

市街化としての適正な土地利用を図る土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、認めないものとする。

イ 市街化調整区域

都市計画法の定めがある場合を除き、土地利用事業の施行は、認めないものとする。

(2) 農業地域

ア 農用地区域

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

(3) 森林地域

ア 保安林及び保安施設地区

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

イ 保安林及び保安施設地区以外の森林地域

次に掲げる森林の区域内における土地利用事業の施行は、極力これらの森林の区域外に指向させるものとする。

(ア) 地域森林計画において、樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

(イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

(ウ) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林

(エ) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

(オ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

(4) 自然公園地域

ア 特別保護地区

土地利用事業の施行は、認めないものとする。

イ 特別地域

(ア) 第1種特別地域

土地利用事業の施行は、認めないものとする。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。

(イ) (ア) 以外の特別地域

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

(5) (1) から (4) までに掲げる地域のうち、当該 (1) から (4) までに定める地域以外の地域

県計画及び市の土地利用に関連する計画の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

(6) (1) から (4) までに掲げる地域のいずれにも区分されない地域

土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。

2 施行区域内には、次に掲げる地域を含まないこと。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域

(2) 自然公園の特別保護地区及び第1種特別地域。ただし、公園事業、学術研究その他公益上必要と認められるもの（風致景観に著しい支障がある場合を除く。）にあつては、この限りでない。

(3) 文化財保護法、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）に基づく指定文化財の所在する地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあつては、この限りでない。

(4) 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域。ただし、海岸保全上支障がないと認められる区域にあつては、この限りでない。

3 施行区域内には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。

(1) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地（採草放牧地を含む。以下同じ。）、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地

(2) 林道整備等の林業公共投資の受益地

(3) 県営林及び市有林

(4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域

(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域

4 施行区域内の私有地については、第6条第1項又は第10条の承認を受ける場合は、私有地の面積の100パーセントの地権者の同意が得られていること（承認の申請時においては、原則として100パーセント）。

5 第6条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する工事は、原則として、同項の承認後5年以内に完了するものであること。

6 土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可の基準及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第1項又は第31条第1項の規定による技術的基準に適合したものであること。

7 1から6までに掲げるもののほか、関係法令を遵守したものであること。

様式第1号(第6条関係)

実施計画承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第6条第2項の規定により、土地利用事業の承認を申請します。

事業の名称			
施行区域の所在地			
施行区域の面積	平方メートル		
区域の区分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
実施計画の内容	別添のとおり		
工事の設計	別添のとおり		
工事施行者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	担当者	(電話)	
設計者	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	担当者	(電話)	

(注)

- 1 区域の区分欄は、該当する項目に○印を付してください。
- 2 実施計画の内容については、実施計画書の作成要領を参照してください。

様式第2号(第7条関係)

土地利用事業事前協議申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)
電話

次のとおり土地利用事業を行いたいので、静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第7条第2項の規定により事前協議を申請します。

1 土地利用をしようとする場所

- 2 地域地区等 市街化区域 用途地域()
 市街化調整区域
 都市計画区域外

3 面積 m^2

4 予定建築物等

5 使用施設等

6 添付図書

- (1)位置 図 縮尺1/25,000以上
(2)区域 図 縮尺1/2,500程度
(3)現況 図 縮尺1/500~1/1,000
(4)土地利用計画平面図 縮尺1/500~1/1,000
(5)予定建築物等の図面 平面図及び立面図(建物の高さを記入すること。)
縮尺は適宜
(6)使用施設の概要 規模、能力及び配置図
(7)全部事項証明書 全ての関係する地番
(8)公図写し 区域周辺も含め着色してください。
(9)現況写真 手札判程度、大規模開発にあっては撮影位置を現況図に示してください。

様式第3号(第9条関係)

地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者(地位を譲り受けようとする者)

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話)

申請者(地位を譲り渡そうとする者)

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第9条第1項の規定により、地位承継の承認を申請します。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
申請の理由	
債権・債務の承継内容	
譲受人の資本金	

譲受人の添付書類

- 1 市との協定書及び災害補償に関する協定書
- 2 定款及び登記事項証明書
- 3 経歴書又は経営報告書
- 4 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- 5 工事請負を証する書面(市長が必要と認める工事に限る。)

様式第4号(第9条関係)

地 位 承 継 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第9条第3項の規定により、事業者の地位の承継について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
旧事業者	住所又は所在地
	氏名又は名称
承継の理由	
債権・債務の承継内容	

承継人の添付書類

- 1 市との協定書及び災害補償に関する協定書
- 2 住民票又は登記事項証明書

様式第5号(第10条関係)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第10条の規定により、変更の承認を申請します。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
変更の内容	
変更の理由	
工事の設計	別添のとおり

(注)

- 1 変更計画の工事設計説明書作成要領を参照してください。
- 2 図面は、新・旧の計画を色分けしてください。

様式第6号(第11条関係)

氏名(名称、住所、代表者氏名)変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第1号の規定により、氏名(名称、住所、代表者氏名)の変更について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
変更した内容	旧
	新
変更の理由	

添付書類

- 1 法人の商号等の変更の場合は、登記事項証明書
- 2 個人の住所等の変更の場合は、住民票

様式第7号(第11条関係)

工 事 施 行 者 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第2号の規定により、工事施行者
の変更について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
変 更 前	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称
	担 当 者 (電話)
変 更 後	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称
	担 当 者 (電話)
変 更 の 理 由	

添付書類 変更後の工事施行者の業務経歴書

様式第8号(第11条関係)

防災工事着手(完了)届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

届出者

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第3号の規定により、防災工事の着手(完了)について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
防災工事の着手年月日	年 月 日 着 手
完了(予定)年月日	年 月 日 完 了(予定)
沈砂池、調整池の基数	
その他防災施設	
工事 施行 者	住 所 又 は 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称
	担 当 者 (電話)
現場 管理 者	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話)

添付書類

1 着手届の場合

- (1) 防災工事に関する工程表(本工事着手予定年月日を記載してください。)
- (2) 土地利用事業の実施計画の承認書に記載された承認条件及び許認可事項に関する措置の状況を記載した書面
- (3) 法令に基づく許認可等の手続を経たことを証する書面の写し
- (4) 位置図、造成計画平面図、防災計画平面図(防災工事の範囲を明示してください。)及び防災施設構造図

2 完了届の場合

- (1) 土地利用事業の実施計画の承認書に記載された承認条件及び許認可事項に関する措置の状況を記載した書面
- (2) 法令に基づく許認可等の手続を経たことを証する書面の写し
- (3) 防災上の維持管理計画(維持管理者名を記入してください。)
- (4) 調整池、沈砂池等主要防災施設の出来形(容量等)を確認測量した結果を記載した図書
- (5) 防災工事の完成写真
- (6) 位置図、造成計画平面図、防災計画平面図(防災工事の範囲を明示してください。)及び防災施設構造図

様式第9号(第11条関係)

工事着手(完了、中止、再開)届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名]
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第4号の規定により、工事の(着手、完了、中止、再開)について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
工事の(着手、完了、中止、再開)年月日	年 月 日 [中止の場合は中止期間明示のこと。] ~ 年 月 日
工事施行者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	担当者 (電話)
現場管理者	住所
	氏名
	連絡場所 (電話)

添付書類

- 1 着手届の場合
 - (1) 工事に関する工程表(工事が防災工事と併行する場合の防災工事に関する工程表を含む。)
 - (2) 土地利用事業の実施計画の承認書に記載された承認条件及び許認可事項に関する措置の状況を記載した書面
 - (3) 法令に基づく許認可等の手続を経たことを証する書面の写し
- 2 完了届の場合
 - (1) 土地利用事業の実施計画の承認書に記載された承認条件及び許認可事項に関する措置の状況を記載した書面
 - (2) 法令に基づく許認可等の手続を経たことを証する書面の写し
 - (3) 主要施設(主要防災施設を除く。)の出来形を確認測量した結果を記載した図書
 - (4) 工事の完成写真
 - (5) 位置図、造成計画平面図及び防災施設構造図
 - (6) 施設の管理計画を記載した図書
- 3 中止届の場合
 - (1) 中止理由書及び再開計画書
 - (2) 中止しようとする時点における施行区域の現況図及び現況写真
 - (3) 位置図、造成計画平面図及び防災施設構造図
 - (4) 工事中止に係る防災計画を記載した図書
- 4 再開届の場合
 - (1) 工事に関する工程表及び工事施工計画書
 - (2) 工事施行者の業務経歴書
 - (3) 位置図及び造成計画平面図

様式第10号(第11条関係)

事業廃止届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]
(電話)

静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第11条第5号の規定により、事業の廃止について届け出ます。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
事業廃止予定年月日	年 月 日
事業の廃止区域の所在地	
事業の廃止区域の面積	平方メートル
廃止の理由	
廃止に伴う今後の措置	

添付書類

- 1 事業の廃止に係る既着手区域を明示した図書
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書
- 4 事業の廃止に伴う防災工事計画書

様式第11号(第15条関係)

是 正 報 告 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
(電話)

年 月 日の現地調査において指示された点について、次のとおり是正したの
で報告します。

事業の承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の名称	
施行区域の所在地	
指 示 事 項	是 正 事 項

様式第1号（第6条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（令3告示172・令3告示557・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（令3告示172・令3告示557・一部改正）

様式第4号（第9条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（令3告示172・令3告示557・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第9号（第11条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第10号（第11条関係）

（令3告示172・一部改正）

様式第11号（第15条関係）

（令3告示172・一部改正）